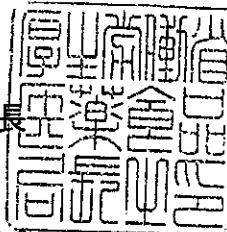




薬食発0316第3号  
平成23年3月16日

各都道府県知事 殿  
各地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省医薬食品局長



麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令  
の施行について（通知）

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第24号。以下「改正省令」という。）を別添のとおり制定したので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

第1 改正要旨

1 改正の趣旨及び内容

平成23年2月23日、向精神薬として新たな剤型である経皮吸収型製剤の医薬品（ノルスパンテープ）が承認されたことから、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）第50条の22第1項の規定に基づく、向精神薬取扱者による向精神薬の事故の届出に関する麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下「施行規則」という。）第41条第1項の規定を改正し、

1) 同項の表に、事故の届出を行う向精神薬の剤型として、新たに経皮吸収型製剤を追加したこと。

2) 1)に併せ、経皮吸収型製剤にかかる事故の届出を要する数量として、10枚以上と規定したこと。

2 施行日

平成23年3月16日から施行すること。

受	愛
平	23.3.17
基	第
88	大阪府

第2 改正省令の施行に当たっての留意事項

施行規則第41条第1項の規定による届出に関しては、平成2年8月22日付け薬発第852号厚生省薬務局長通知「麻薬取締法等の一部を改正する法律の施行について」第1の11により行われているところであるが、本改

正省令により新たに届出を要することとなった経皮吸収型製剤の事故の届についても、同様に扱われたいこと。

(参考)

平成2年8月22日付け薬発第852号厚生省薬務局長通知「麻薬取締法等の一部を改正する法律の施行について」

### 第1 麻薬及び向精神薬取締法関係

#### 1.1 事故の届出に関する事項

##### (1) 事故の種類

法第50条の22に規定する「滅失」とは火災等によりその物理的存在を失うこと、「盗取」とは盗難に会うこと、「所在不明」とは紛失、亡失等所在を見失うことをいい、「その他の事故」とは強奪された場合、脅取された場合、詐欺にかかった場合等が考えられること。

##### (2) 届出を要する数量

規則第41条第1項の規定は、盗取、所在不明等が発見されたときに、その数量が同項に掲げる表に規定する数量以上である場合及びそのことが推定される場合に届け出ることとしているが、盗難、強奪、脅取及び詐欺であることが明らかな場合には、同表に規定する数量以下であっても届け出ることが適当であること。

##### (3) 届出書の記載

ア 規則別記第35号様式中「事故発生の状況」欄の記載については、盗取、大量の所在不明の場合は詳細に記載することとする。

イ 同様式の届出者の氏名及び押印は、法人の場合にあっては、法人の名称並びに施設の長の職名、氏名及び押印で差し支えないこと。

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

## 〔政令〕

- 登記手数料令等の一部を改正する政令(二〇)
- 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二一)
- 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(二二)

## 〔人事異動〕

## 〔内閣 法務省〕

- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の住所を変更した件(同三三)
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(法務一一六)

## 〔国会事項〕

## 〔公告〕

- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の住所を変更した件(同三三)
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の規定による技能実習を定める件(法務一一六)

## 〔裁判所 裁判所 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、会社更生、再生関係 会社その他〕

## 〔公 告〕

## 〔諸事項〕

## 〔公 告〕

相

令

禁止標識ややきのやいを落とす。  
様式第7(第15条関係)

## ○厚生労働省令第114号

麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条の二十一第一項の規定に據りて、

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のものに定める。

平成二十三年三月十六日 厚生労働大臣 総理 大臣

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

平成二十三年三月十六日 厚生労働省令第14号の一部を次のものに定める。

第四十一条第一項の表に次のものに定める。

経皮吸収型製剤

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第1号

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第31号)の施行

に伴ひ、並びに大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第三条第一項及び第十六条並びに水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第二百三十八号)第十四条第一項の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のものに定める。

平成二十三年三月十六日 環境大臣 松本 雄

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令

(大気汚染防止法施行規則の一部改正)

第一条 大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省令第一号)の一部を次のものに改正する。

第十五条中「及びその結果の記録が、次の各項に定めるものとする。」を「ばい煙発生装置」とし、

若しくは第三項の排出基準又は法第五条の二第一項若しくは第11項の総量規制基準が定められたば

く煙を対象とする、次の各項に定めるものとする。」に改め、同条中第一項を削り、

第三項を第一項として、第四項を第二項として、第五項を第三項として、第六項及び第七項を削り、同条

に次の一項を加える。

2 法第十六条の規定によるたばこ煙量又はたばこ煙濃度の測定結果の記録が、次の各項に定められること。

一 前項各項の測定(第一項及び第四項の常量の測定を除く)の結果が、様式第七号に定める要

りどおりないものとする。

一 前項各項の測定(第一項及び第四項の常量の測定を除く)の結果が、様式第七号に定める要

りどおりないものとする。

一 前項各項の測定(第一項及び第四項の常量の測定を除く)の結果が、様式第七号に定める要

りどおりないものとする。

一 前項各項の測定(第一項及び第四項の常量の測定を除く)の結果が、様式第七号に定める要

りどおりないものとする。

一 前項第一号及び第四項の常量の測定の結果が、測定年月日、測定箇所、測定方法及びたばこ煙

別表第一備考(「規格M-1」を「規格M-1A」、「規格M-1B」を「規格M-1C」、「規格M-1D」を「規格M-1E」)を規格M-1A-Eに定める。

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測定者	ばい煙	測定単位	測定年月日及 び時間 (開始時間～ 終了時間)	測定方法	平均	最大	備考
硫黄酸化物	排出ガス量	(Nm <sup>3</sup> /h)					
硫黄酸化物	濃度	(ppm)					
ばいじん	硫黄酸化物の量	(Nm <sup>3</sup> /h)					
Cs		(g/Nm <sup>3</sup> )					
C	酸素濃度	(%)					
塩化水素	カドミウム及びその化合物	(mg/Nm <sup>3</sup> )					
Cs		(mg/Nm <sup>3</sup> )					
C	酸素濃度	(%)					
弗素、弗化水素及び弗化性素	(mg/Nm <sup>3</sup> )						
鉛及びその化合物		(mg/Nm <sup>3</sup> )					
窒素酸化物	Cs	(容積比ppm)					
Cs		(容積比ppm)					
C	酸素濃度	(%)					

備考

1 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。

2 硫黄酸化物の量の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第1備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」と及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄には「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。

3 別表第2、別表第3及び別表第3の2の2の備考に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の2の備考に掲げることにより算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。

4 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行つた時排出ガスの酸素の濃度を記載すること。

5 規格K-2301、規格K-2541-1から2541-7までは若しくは規格M-8813に定める方法により硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量%又は容積%の別を明らかにし記載すること。